

県内周遊企画商品造成業務の委託について、公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和2年8月5日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

(1) 業務名

県内周遊企画商品造成業務

(2) 業務の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要を喚起し、本県の地域経済を再活性化することを目的に、県内周遊を促す、アフターコロナの旅行ニーズを踏まえた新たな視点での旅行商品を企画造成するものである。県内の宿泊、飲食施設をはじめ、社寺や博物館等の文化施設、体験施設等への周遊を促すため、公共交通機関やタクシー、レンタカー等の移動手段と一体となった周遊型旅行商品の企画造成、広報、販売業務を委託する。

(3) 業務の内容

- ①旅行商品の企画、造成
- ②モニターツアーの実施
- ③周知広報
- ④販売
- ⑤問い合わせ対応
- ⑥作業スケジュール及び進捗管理

(4) 委託料上限額

50,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「県内周遊企画商品造成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

2 応募資格

(1) 応募資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業もしくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。単独企業体で参加する場合は、下記の①から⑭の要件の全てを満たしている者であること、共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が、下記の①から⑭の要件を満たし、共同企業体の構成員のいずれかが、下記⑬及び⑭の要件を満たしていることを参加資格要件とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- ⑤銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
 - ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
 - ⑦役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - ⑧暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ⑨役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していないこと。
 - ⑩役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していないこと。
 - ⑪役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ⑫プライバシーマーク（JISQ15001 準拠）またはI S M S（ISO/IEC27001/JISQ27001 準拠）認証取得事業者であること（認証取得申請済かつ取得見込みであれば可とする。）
 - ⑬物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q5 広告・イベント業務」及び「Q7 諸サービス④旅行業」に登録がある者（ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする）であること。
 - ⑭旅行業法第3条に規定する登録を受けている旅行業者であり、なおかつ、旅行業法施行規則第1条の2第1項及び第2項で規定されている旅行業務を行うことができる第1種旅行業者または第2種旅行業者であること。
- (2) 共同企業体の参加について
- 複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。
- ①必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
 - ②1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)「2 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県観光局観光プロモーション課
電話番号 0742-27-8482
ファクシミリ 0742-27-3510
- (2) 募集要項及び仕様書の配布

「県内周遊企画商品造成業務受託事業者募集要項」（以下、「募集要項」という。）及び仕様書は、令和２年８月５日（水）から令和２年８月２８日（金）１６時までの間に、(1)の担当部局またはインターネット上の「奈良県観光局観光プロモーション課ホームページ」にて配布する。

ただし、(1)の担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く９時から１６時まで（正午から１３時までの間は除く。）とする。

(3) 参加表明書、企画提案書等の提出

４の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 質問の受付

４の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託事業者の選定

４の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

(1) 本件業務の提案への参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 本件業務の詳細は、４の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。